

岩手県告示第 974 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 11 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高橋建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第 31 地割 16 番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋克夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 57 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 11 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 5 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社匠建設
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目 12 番地 13
 - ウ 代表者の氏名 中嶋豊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 63 号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 29 日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 8 月 31 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社柴田物産
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町鳥越字野月内館 86 番地の 4
 - ウ 代表者の氏名 柴田吉雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 1009 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 8 月 31 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 4 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社中村建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町下曾根田 69 番地
 - ウ 代表者の氏名 中村敬二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1610 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 4 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成18年9月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中村建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町下曾根田69番地

ウ 代表者の氏名 中村敬二

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-16)第1610号

(3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年9月4日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成18年9月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 共栄ブロック工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町藤沢口2番地2

ウ 代表者の氏名 新沼三男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第3056号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年9月11日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成18年9月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉安建設

イ 主たる営業所の所在地 東磐井郡藤沢町黄海字辻山244番地1

ウ 代表者の氏名 千葉均

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第5396号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年9月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成18年9月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社土屋工務店

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町出ル町字高田14番地

ウ 代表者の氏名 土屋秀男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第6768号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年9月11日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成18年9月27日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社小笠原重機建設
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字雨滝 42 番地
- ウ 代表者の氏名 小笠原廣
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 7362 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 27 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 21 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社住田ブロック建設
- イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字小府金 5 番地 1
- ウ 代表者の氏名 佐藤雅幸
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7587 号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 20 日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 1 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社澤田建設
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字中村 85 番地 4
- ウ 代表者の氏名 澤田ユヨ
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7616 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 1 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 21 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 伊勢建設
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字東側 4 番地 13
- ウ 代表者の氏名 伊勢権太
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7969 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 21 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 15 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社西澤組
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡川井村大字川井第 8 地割 76 番地
- ウ 代表者の氏名 西澤將
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8090 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 13 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 19 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社近藤建設

イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字中村 26 番地 1

ウ 代表者の氏名 近藤勇幸

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 8534 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 19 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社リョウ建工

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒石野一丁目 26 番 4 号

ウ 代表者の氏名 高橋京悦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 20174 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 1 日付けでとび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 19 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩館コーキング工事

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区下田仲平 207 番地 8

ウ 代表者の氏名 岩館春男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 20268 号

(3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 13 日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社セレクト産業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字大緩 84 番地 14

ウ 代表者の氏名 右京豊治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 20438 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 20 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、

このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小松博行建築事務所

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字館の沖 62 番地 1

ウ 代表者の氏名 小松博行

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 90022 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 12 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

19(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 5 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 鶴飼建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第 23 地割 16 番地 3

ウ 代表者の氏名 鶴飼政見

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 140018 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 4 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

20(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社石橋組

イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町樋口 16 番地 2

ウ 代表者の氏名 石橋良男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 150004 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 8 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。